

## 中間答申の内容の方向性について

1. 中間答申では、この委員会において今回の改革の「基本方針」と「基本目標」の策定と提示が求められています。

2. 「基本方針」とは、今回の改革の課題解決の大枠の方向性を定めるものであり、改革の性質を示すこととなります。第3次大綱では、4つの基本方針が定められていました。(大綱P2)

町民の視点に立った行政サービスの向上  
町民と行政の協働による住民自治の推進  
効率的で健全な行財政運営  
地方分権時代に対応した組織と人材育成

3. 「基本目標」とは、「基本方針」で掲げた方向性の大枠の到達点を定めるものであり、改革の大きさを示すこととなります。

4. 推進本部では、これまでの取組みを踏まえ、総務省の指針で示された内容に照らして、推進本部のもとに4つの専門部会を立ち上げました。

財政専門部会  
行政運営専門部会  
組織・機構専門部会  
施設専門部会

この4つの専門部会で、今回の改革案の調整を進めたい考えであり、委員会のご了解が得られますならば、専門部会ごとに一つの「基本方針」を示していただきたいと考えていますので、そうなれば全体で「4基本方針」ということとなります。

5. 「基本目標」については、一つの「基本方針」に対して、幾つかの目標を設定していただきたいと考えています。

集中改革という視点から考えますと、現状の課題から今回の改革で特に実現が求められる部分に絞って目標を設定していただくことが良いと思います。

仮に一つの「基本方針」に対して5つの「基本目標」を設定していただいた場合、「4基本方針、20基本目標」となります。

さらに1つの基本目標を実現するために、推進本部でそれぞれに5つの改革項目を掲げるとすると、実施計画では100の改革項目を掲げることになり、「4基本方針、20基本目標、100改革項目」となります。

推測による数字ではありますが、体系的に整理していくと、その位の広がりになっていくものをご理解ください。